

平成20年度奈良県立高等学校入学者一般選抜募集要項

平成20年度奈良県立高等学校入学者一般選抜募集及びその選抜は、この要項（以下「一般選抜要項」という。）に基づいて実施します。

1 応募資格

- (1) 中学校若しくはこれに準じる学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又は平成20年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了（以下「卒業」に含める。）した者又は平成20年3月卒業見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第68条の各号のいずれかに該当する者

2 一般選抜を実施する学校・学科（コース）

「平成20年度奈良県立高等学校入学者選抜高校別実施概要」（以下「高校別実施概要」という。）に示すとおりです。

3 募集人員

募集人員は、別に定めます。

4 出願方法

- (1) 出願は、保護者とともに県内に居住している者に限ります。
- (2) 出願は、1校1学科（コース）に限ります。ただし、順位を付けて2学科（コース）まで志望することのできる高等学校については、「高校別実施概要」に示すとおりです。
- (3) 出願後、入学願書の取下げはできません。
- (4) 2校以上に出席した者は、そのいずれの高等学校にも出願しなかったものとみなします。
- (5) 奈良県内の公立高等学校又は他の都道府県の公立高等学校の合格者は、奈良県立高等学校入学者一般選抜に出席することができません。

5 出願手続

- (1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。  
平成20年3月5日（水）午前9時から午後3時まで  
平成20年3月7日（金）午前9時から午後3時まで  
ただし、郵送の場合（11ページ、4出願手続（1）参照）は、3月3日（月）までの消印があるものに限りです。
- (2) 志願者は、出席する高等学校長へ定められた期間内に次のア、イを出身中学校又は在学している中学校の校長を添えて提出してください。

- ア 入学願書（別に定める用紙）
- イ 入学料 全日制課程 2,200円 定時制課程 950円（奈良県収入証紙により納付）

ただし、定時制課程の分校への出願者は、次の金額を現金で納付してください。

山添分校 1,000円 箕生分校 500円

- (3) 中学校長は、出願者名簿（第1号様式）を出席する高等学校長へ入学願書受付時まで提出してください。
- (4) 高等学校長は、上記(2)、(3)の書類を受け付けたとき、受験票を交付してください。

6 調査書等の提出

- (1) 中学校長は、次のア、イ各1通を奈良県教育委員会事務局学校教育課長あて平成20年1月23日（水）から1月25日（金）までに提出してください。

ア 学習成績一覽表（第2号様式）

イ 学習成績分布表（第3・4号様式）

中学校長は、出願者に関する情報各1通を、出席した高等学校長に下記により提出してください。

提出期間 平成20年3月7日（金）午前9時から午後4時まで  
平成20年3月10日（月）午前9時から午後4時まで

提出書類 ア 調査書（別に定める用紙）

イ 学習成績一覽表

ウ 学習成績分布表

県が中学校から出席する者及び過年度卒業生については、上記(1)、(2)の学習成績一覽表及び学習成績分布表は提出する必要はありません。

(4) 高等学校長は、必要に応じて、調査書等の記載内容について中学校長に説明を求めることができます。

7 学力検査

- (1) 学力検査は、平成20年3月13日（水）に、出席した高等学校で、県内一斉に同一問題で実施します。
- (2) 学力検査を実施する教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（各50点満点）です。
- (3) 学力検査問題は、奈良県教育委員会で作成します。

8 入学者の選抜

- (1) 「平成20年度奈良県立高等学校入学者選抜の基本方針について」（平成19年6月14日付け教育第90号）に示したとおり、「調査書成績」及び「学力検査成績」とは、次のことをいいます。  
ア 「調査書成績」： 調査書の「各教科の学習成績」（以下「学習成績」という。）の合計点（135点満点）又は「加重配点」（学習成績や学力検査の得点について、特定の教科又は全教科の取扱いを変えること）した後の学習成績の合計点のこと

イ 「学力検査成績」： 学力検査の各教科の合計点（250点満点）又は「加重配点」した後の学力検査の合計点のこと

- (2) 高等学校長は、奈良県教育委員会教育長の承認を得て、面接を実施することができます。
- (3) 選抜に当たっては、調査書成績、学力検査成績及び調査書の総合見等を考慮して総合的に判定します。

なお、面接を実施した場合は、その結果も選抜資料とします。

- (4) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、学力検査等を行い選抜します。

9 合格発表

平成20年3月18日（火）午後、出席した高等学校で受験番号により発表します。

10 その他

- (1) 奈良県立十津川高等学校選抜型中高一貫教育に関する入学者選抜、特色選抜及び一般選抜による合格者数が、当該学校・学科（コース）の募集人員に満たなかった場合には、第2次募集による選抜を実施します。
- (2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

平成20年度奈良県立高等学校入学者一般選抜募集要項実施要領

一般選抜要領の細部については、この実施要領（以下「一般選抜実施要領」という。）に基づきます。

1 応募資格

- (1) 一般選抜要項1(3)の学校教育法施行規則第63条第5号に基づいて高等学校が学力認定試験を行う場合には、当該高等学校で平成20年2月4日(月)までに実施してください。  
なお、学力認定試験を実施した高等学校長は、その合格者氏名を平成20年2月5日(火)までに奈良県教育委員会教育長に報告してください。
- (2) 外国人が志願する場合は、外国人として登録済みの者に限りです。

2 募集人員

定時制課程において、成人特別措置による合格者数と学力検査等による合格者数との合計は、募集人員を超えないものとします。

3 出願方法

他の都道府県に居住している者は出願できません。ただし、県外居住者及び県外中学校卒業者の奈良県立高等学校への志願手続要領(47、48ページ)の1～4の各号に該当する者は、所定の手続を超えて出願することができます。また、奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続(48ページ、6参照)が必要です。

4 出願手続

- (1) 出願書類を郵送する場合は、書留送達とし、受験票等の返信用として出願者のあて先を明記し、700円(簡易書留料を含む。)分の切手をはった封筒(定形郵便物用長形3号12.0cm×23.5cm)1枚を同封してください。また、郵送と同時に電話で、出願する高等学校長に出願者氏名、出願課程・学科(コース)、その他必要な事項を連絡してください。
- (2) 入学料金は、定められた金額に相当する奈良県収入証紙で納付してください。奈良県収入証紙は、入学願書の定められた位置にはり付けてください。  
なお、定時制課程の分校への出願者は、定められた金額を現金で納付してください。
- (3) 入学願書にはり付けた奈良県収入証紙には、消印をしないでください。

5 学力検査等

- (1) 学力検査等は、出願した高等学校で行います。ただし、定時制課程の分校に出願した者の検査場は、当該高等学校長が定めます。
- (2) 英語の学力検査には、開取り検査を含みます。
- (3) 検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

6 調査書

(1) 調査書は、生徒指導要領に基づいて、中学校長が厳正に作成してください。作成に当たって

は、調査書作成委員会を設置し、公正を期してください。

- (2) 調査書は、指定用紙あるいは指定用紙と別冊の用紙を使用してください。
- (3) 調査書の「全日制・定時制」「卒業見込・卒業」については、該当するものを○印で囲んでください。
- (4) 学習成績は、次のア～オのとおりです。

ア 学習成績は、次のア～オのとおりです。

- ア 学習成績は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭及び英語の各教科とも、第2学年と第3学年の成績を1：2の割合で算出してください。この場合、平成20年3月卒業見込みの者の第3学年の成績は、第1学期及び第2学期の成績によってください。
- イ 各教科別に、次の①と②を合計して、学習成績を15点満点で記入してください。

- ① 生徒指導要領に記載された第2学年の5段階評定値
  - ② 第3学年の1、2学期の観点別学習状況の評価を総括した5段階評定値を2倍した数値
- 又は、第3学年の第1学期と第2学期のそれぞれの5段階評定値を合計した数値
- エ 県外中学校から出願する者の学習成績も、上記ア、イにより、15点満点としますが、当該生徒に関する生徒指導要領記載の第2学年及び第3学年の評定によって算出してください。

- オ 過年度卒業生についても、上記ア、イにより、15点満点としますが、当該生徒に関する生徒指導要領記載の第2学年及び第3学年の評定によって算出してください。
- (5) 調査書の「総合所見」欄には、各教科や「総合的な学習の時間」に関する所見、特別活動に関する所見、人物に関する所見などを記入してください。
- その際、次のア～カに留意してください。
- ア 学習について、総合的にみた場合の生徒の優れた点を記入してください。さらに、「選択教科」及び「総合的な学習の時間」については、成果が顕著な場合に、その内容を記入してください。
- イ 生徒の特別活動の状況について、主要事実と総合的な所見を記入してください。
- ウ 人物に関する特記すべき事項や本人の優れた点及び長所などを積極的に評価して、具体的に記入してください。その際、スポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動等の諸活動の貢献など、多岐となる事項についても記入してください。
- エ なお、特色選抜において、「特抜に関する記録(体育)」を提出する生徒の場合には、「特抜に関する記録(体育)」に記載した競技成績や活動の記録等も記入してください。
- (6) 調査書の「生徒番号」欄には、「学習成績一覽表」の当該生徒の生徒番号と同じ番号を記入してください。
- (7) 平成14年3月以前の卒業生については、上記(4)、(5)は記入する必要がありません。

- (8) 調査書及び学力検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名、生徒番号及び受験番号以外の記号で行ってください。

7 学習成績一覽表

- (1) 学習成績を第3学年の生徒全員について学級ごとに別表で作成してください。ただし、一般選抜実施要領6調査書(4)エ又はオによる場合は、提出する必要はありません。
- (2) 当該高等学校への出願者については、生徒番号を赤字で囲んでください。

8 学習成績分布表

学習成績一覽表に学習成績を記入した生徒全員について作成してください。ただし、一般選抜実施要領6調査書(4)エ又はオによる場合は、提出する必要はありません。

9 入学者の選抜

- (1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜に当たってください。
- (2) 選抜は、次の1～甲の資料に基づいて行ってください。

資料I： 調査書成績

(一般選抜要項8入学者の選抜(1)参照)

資料II： 学力検査成績

(一般選抜要項8入学者の選抜(1)参照)

資料III： 調査書の総合所見

なお、面接を実施した場合は、その結果も資料に加えるものとします。

- (3) 合否の判定については、次のア、イの要領により、生徒の優れた点や長所を積極的に評価して、総合的に行ってください。
- ア あらかじめ高等学校長が定めた基準に基づいて、資料IIIを精査し、その内容が顕著であると認められる者については、合否の判定において、配慮してください。

- イ 原則として、受験者ごとに資料Iと資料IIを合計し、合計点の多い者から順に合格としますが、その際、資料III等を考慮して総合的に行ってください。
- (4) 各高等学校における選抜資料の取扱いは、「高校別実施要領」に示すとおりです。
- (5) 定時制課程において、成人特別措置による受験者数と学力検査等による合格者数との合計が募集人員を超えた場合は、受験者数の比率に応じてそれぞれの合格予定者数を定め、それによって合格者を決定することを原則とします。この場合、成人特別措置による合格予定者数は次の式により算出し、学力検査等による合格予定者数は、募集人員から成人特別措置による合格予定者数を減じた数とします。

ただし、成人特別措置による合格者数が募集人員に等しくなった場合は、この原則は適用しません。

(募集人員) × (成人特別措置による受験者数)

[小数点以下は切り上げ]

(全受験者数)

(8) 調査書及び学力検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名、生徒番号及び受験番号以外の記号で行ってください。